

## 受験資格の特例について（たたき台）

### 1. 受験資格の特例の概要

○ 公認心理師法（以下、「法」という。）附則第2条において、公認心理師の受験資格の特例について定めている。

○ 附則第2条第1項に定める者（特例として受験資格が認められる者）は以下のとおり（参考資料1参照）。なお、「その他その者に準ずるもの」については公認心理師カリキュラム等検討会において今後議論する。

- ① 施行日前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において必要な科目として省令で定めるものを修めたもの（第1号）
- ② 施行日前に大学院に入学した者であって、施行日以後に必要な科目として省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの（第2号）
- ③ 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者であって、施行日以後に大学院において法第7条第1号の省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの（第3号）
- ④ 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者であって、法第7条第2号の省令で定める施設において同号の省令で定める期間以上法第2条第1号から第3号までの業務に従事したもの（第4号）

上記のうち、第1号から第4号までの省令で定める科目については、今後整理する必要がある。

○ 法附則第2条第2項に規定するもの（いわゆる現任者の実務経験）については、試案（資料6）のとおりとする。（別途、同項第1号に規定する講習会の課程が必要）

### 2. 法附則第2条第1項の省令で定める科目について

○ 法附則第2条第1項第1号及び第2号の省令で定める科目（大学院で修める科目）については、原則として、法第7条第1号の省令で定める公認心理師となるために必要な科目（大学院で修める科目）と同一であることが望ましいのではないかと。ただし、以下の点については、現在の心理分野の大学院における実情も踏まえ、柔軟に対応することを検討してはどうか。

- ・ 実習科目の時間数の下限（試案では 450 時間以上の実習を課すこととしている）
- 法附則第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号までの省令で定める科目（大学で修める科目）については、原則として、法第 7 条第 1 号及び第 2 号の省令で定める公認心理師となるために必要な科目（大学で修める科目）と同一であることが望ましいのではないかと。ただし、以下の点については、現在の大学における実情も踏まえ、柔軟に対応することを検討してはどうか。
- ・ 実習科目の時間数の下限（試案では 80 時間以上の実習を課すこととしている。）

3. 法附則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する講習会の課程について

○ 法の施行の際現に第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものであって、以下のいずれにも該当するに至った場合は、法施行後 5 年間は試験を受けることができる。

- ① 所定の講習会の課程を修了した者
- ② 省令で定める施設において、第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を 5 年以上業として行った者

○ 精神保健福祉士や言語聴覚士の資格が創設された際にも、同様の規定が設けられており、いずれも試験科目についての講習を合計 60 時間程度実施した。

○ 講習会の課程については、以下のとおりとしてはどうか。

- ① 講習の科目については、公認心理師の場合、試験科目を定めていないため、大学及び大学院において学修する公認心理師となるために必要な科目（法第 7 条第 1 号及び第 2 号の省令で定める科目）の内容を参考にする。
- ② 講習の時間数については、現に行っている業務に著しく支障を来さないよう配慮しつつも、必要な内容が網羅できるような時間数を確保する。

（参考）公認心理師法附則第 2 条第 1 項

次の各号のいずれかに該当する者は、第 7 条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 1 法の施行の日（以下、「施行日」という。）前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目（以下、「必要な科目」という。）として文部科学省令・厚生労働省令（以下、「省令」という。）で定めるものを修めたもの

- 2 施行日前に大学院に入学した者であって、施行日以後に必要な科目として省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの
- 3 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして省令で定める者であって、施行日以後に大学院において法第7条第1号の省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの
- 4 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして省令で定める者であって、法第7条第2号の省令で定める施設において同号の省令で定める期間以上法第2条第1号から第3号までの業務に従事したもの

#### 公認心理師法附則第2条第2項

この法律の施行の際現に第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、この法律の施行後5年間は、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 1 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- 2 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った者